

組合制度概要 1

組合の種類	事業協同組合 (事業協同小組合)	火災共済協同組合	信用協同組合	企業組合
組合の内容				
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	火災等により組合員の財産に生ずることのある損害の補てん	資材の貸付、預金の受入れ	働く場の確保、経営の合理化
性格	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体
事業	組合員の事業を支援する共同事業	熊委員の火災等による損害補てんのための共済	組合員に対する資金の貸付、預金、定期積金の受入れ、その他	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営
設立要件	4人以上の事業者が参加すること	千人以上が加入すること。出資額が200万円以上であること	300人以上が加入すること、出資金1千万円以上 (東京都ほか大蔵大臣の指定する人口50万以上の市は2千万円以上)であること	4人以上の事業者が参加すること
組合員資格	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)又は地区内に住所を有する者、勤労者	個人/法人(有限責任組合を含む) (但し、総組合員数の1/4以内)
責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
登記人数	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上
加入	自由	自由	自由	自由
任意脱退	自由	自由	自由	自由
組合員比率	ない	ない	ない	全従業員の1/3以上
従事比率	ない	ない	ない	全従業員の1/2以上 (一定要件を満たすもの1/2以上)
1組合員の出資限度	100分の25 (合併・脱退の場合100分の35)	100分の25 (合併・脱退の場合100分の35)	100分の10	100分の25 (合併・脱退の場合100分の35)
議決権	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票)
員外利用制度	原則として組合員のりよう分量の100分の20まで	組合員等(親族等を含む)の利用分量の100分の20まで	預金の受入れは、預金量の100分の20まで	
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	年2割までの出資配当及び事業従事の程度による配当
根拠	中小企業等協同組合法(制定:昭和24年)			